



警察における自動二輪車等に係る駐車 環境の整備に向けた取組について

令和 7 年 5 月 12 日
警察庁 交通局

地域の実情に応じた自動二輪車等に係る駐車環境の整備の推進

警察においては、従前から自動二輪車等に係る駐車環境の整備を推進してきたところ、自動二輪車等の保有台数当たりの駐車場台数が依然として自動車（四輪車）に比べて少ない水準

令和4年3月、改めて「地域の実情に応じた自動二輪車等に係る駐車環境の整備に向けた継続的な取組の推進について（通達）」を発出して、必要な取組を推進

■ 具体的な取組内容

➤ 駐車場の整備に向けた働き掛けの推進

- 自動二輪車等の駐車需要や地域の交通実態を踏まえ、地方公共団体、道路管理者、民間事業者等に対して、
 - ・ 既存路外駐車場における自動二輪車等の利用を可能とする設備等の整備
 - ・ 自動二輪車等が駐車可能な路外駐車場の新設について働き掛けを実施
- 市区町村に対して、自動二輪車等が駐車可能な駐車場の附置に係る条例の整備について働き掛けを実施

➤ 自動二輪車等に配慮した駐車規制の見直しの推進

- 駐車需要が高いにも関わらず、周辺に駐車場が十分整備されていない路線について、一般に自動二輪車等の車体が四輪車と比べて小さいことや交通実態を踏まえ、
- 駐車禁止規制の対象からの自動二輪車等の除外
 - 自動二輪車等を対象とする駐車可規制
- 等を検討

➤ 関係機関等との連携・協力

- 地域の駐車問題について、地方公共団体、道路管理者、民間事業者等との認識の共有を推進
- 潜在的な自動二輪車等の駐車需要の把握に努め、関係機関等と連携・協力しながら、地域の実情に応じた取組を推進

地域の実情に応じた自動二輪車等に係る駐車環境の整備の推進

■ 自動二輪車等に配慮した駐車環境の整備状況

- 駐車規制からの除外等の状況（令和6年3月末現在）

駐車規制からの除外		駐 車 可	
区間数	距離(m)	区間数	距離(m)
30,183	20,377,062	169	5,560



- 具体的な駐車規制の見直し例

駐車禁止規制からの除外



自動二輪車等を駐車禁止規制の対象から除外した例

駐車可規制等



時間帯を限定して駐車可や斜め駐車の実施した例

道路管理者等との連携



道路管理者と連携し、歩道の切込みにより駐車スペースを確保し、駐車可規制を実施した例